

第15回府中市市民活動推進協議会 会議録

(要旨)

■開催日時 平成24年12月17日(月) 午前10時から正午

■開催場所 府中市役所北庁舎3階第3会議室

■出席者 朝岡会長、佐藤委員、日笠委員、長島委員、金子委員、久保田委員、中嶋委員、竹内委員、横野委員、津田委員、堺委員

欠席者 山崎副会長、西埜委員

傍聴者 1名

オブザーバー 松木府中NPO・ボランティア活動センター事務局長

事務局 中川市民生活部次長兼市民活動支援課長、岩田市民活動支援課長補佐、竹内支援係長、内藤事務職員、鷹野事務職員

コンサルタント 株式会社INA新建築研究所 楠部氏、長岡氏、牧氏

■議事 開会

会長挨拶

会議録の確認について

議決事項

- 1 函面の検討について
- 2 施設の管理運営等について
- 3 報告書の検討について
- 4 その他

■資料

- 1 第13回府中市市民活動推進協議会会議録
- 2 施設の管理運営等について
- 3 府中市市民活動推進協議会報告書(案) (24.11.9)
- 4 府中市市民活動推進協議会報告書(案) (24.12.17)
- 5 全体コンセプト、5・6階平面図

議決事項

1 図面の検討について

本件については、コンサルタントより図面の変更点について説明がなされた後、各委員から次のような発言があった。

(会 長) 今回提案した図面の変更点については、前回の協議会でいただいたご意見のうち、各委員の合意ができたもののみ反映している。詳細な実施設計については、新しい協議会が別途立ち上げられた時に固めていく形になると認識している。今回の変更について大きな齟齬がなければこの形で進めたいがよいか。

(委 員) 以前、料理の団体と高齢者の団体等が交流できればよいという意見を申し上げたが、6階の料理室と会議室(5)をつなげることはできないか。また、全体コンセプトに「市民活動が見える化するガラスの会議室」という趣旨の記載があるが、既にガラス張りの会議室を導入しているルミエール府中では、部屋の内部が見えないようにブラインドを下ろして会議をしている場合がある。よって「見える化」からもう一步踏み込んで「見せる化」として、団体のPRができる仕組みを作ってはどうか。市民にとっては、ガラス張りの会議室という単純なコンセプトだけではルミエールと同じような施設であると感じられてしまうおそれがある。

(会 長) 2点ご意見があったが、まず料理室と会議室(5)をつなげられないかという点についてはいかがか。

(I N A新建築研究所)

技術的には可能である。

(会 長) つなげる場合はドアを付けることになるのか。またその場合、音の問題はどうか。

(I N A新建築研究所)

ドアを付ける形になる。なお、ドアから音が漏れる心配はない。

(会 長) 音の問題もあるので、ドアなど何らかの仕切りは必要であると思われる。

(委 員) 仕切りは必要であると考えますが、調理したものを子どもが食事することもあるので、片町文化センターのように料理室と隣の部屋がつながっていると活動しやすい。

(会 長) それでは技術的な側面も考慮して、料理室と会議室(5)の間の壁にドアを付ける形でご検討いただきたい。なお、両室の間は見えた方がよいのではないか。

(委 員) 調理している様子が隣室から見えるよう、壁に窓があった方がよいと思われる。

(会 長) 一体的に使いたいということか。

(委 員) そう考えている。また、料理しているところを見せたり隠したりできるような工夫が必要である。

(会 長) それでは、ただいまの発言を活かした形で図面修正をお願いしたい。また「見える化」ではコンセプトとして弱いので「見せる化」の方がよいのではないかという点だが、これはハードの問題というより運用の問題なので、報告書の文章中に盛り込む形としたい。

(委 員) 5階の印刷室とロッカー室にあるロッカー数がそれぞれ21台、14台との記載があるが、これで足りるのか。登録団体が100団体程度あった場合、ロッカーそのものが足りなくなるのではないか。事務所を持たない団体も多く、共通書類等の保管場所として貸しロッカーを借りている現状があるので、有料でもロッカー数を増やし、1団体に1つは割り当てられるようレイアウトを検討していただきたい。

(I N A新建築研究所)

14台、21台と台数で記載しているが、個数としては合計300個程度となる。約100団体分まではロッカー室でカバーできる形となっており、さらに増えた場合のことも想定して、印刷室の壁面にもロッカーを置く形としている。

(委員) ロッカーの大きさはどの程度か。

(I N A新建築研究所)

さいたま市市民活動サポートセンターの市民活動団体コーナーと同サイズのものを用意している。大きさは次回の協議会に提出する図面中に凡例として記載するので、そちらをご確認いただきたい。

(会長) 保管物の多い団体はこのロッカーでも足りないことがあると思われるので、その場合、地域支援事務室のラックのように有料とする可能性もある。市民のサークル団体と起業を考えている団体とでは保管物の量も変わってくるので、現時点では、300団体分のロッカーの設置が可能だが1つ1つのロッカーに関しては大きさの制約があるということでご提案いただいている。

(委員) 団体活動作業スペースはどのような作業をイメージして確保しているのか。また、想定している作業人数や、このスペースでどのような作業ができるのか伺いたい。

(会長) この点に関してはNPO・ボランティア活動センター事務局長から実態を踏まえてお答えいただき、その後でコンサルタントからご回答いただきたい。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

現状でもイベントの準備や郵送物の発送作業を行う団体は多いので、このスペースについても一定のニーズが見込まれる。

(委員) 図面にある広さで足りるのか。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

明言はできないが、現在でも20人程度が利用できる会議用スペースを作業スペースとして使いたいという団体もあるので、一時的にかなり広い場所を使用する場合もあると思われる。

(委員) 登録団体数によってこのスペースの使い方や使用頻度が変わってくるものと思われるので、打合せの際にも利用できるようにす

るなど、もう少し流動的な使い方にしてはどうか。

(会 長) 図面上は作業スペース、ミーティングスペースと記載しているが、通常はオープンな形とし、目的に応じて可動間仕切りで仕切る利用方法も考えられる。今回の図面は、現段階でのイメージとしてテーブル等を配置したものであると認識している。

(I N A 新建築研究所)

そのようにご理解いただきたい。

(委 員) そういった想定であれば、可動間仕切りは不要ではないか。

(会 長) 可動間仕切りはどのような場合の使用を想定しているのか。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

現在のセンターの作業スペースでは、多少の音が出る作業を行う場合に周りからクレームが来た事例がある。ある程度の音が出る作業の場合は、可動間仕切りを使った方がよいと思われる。

(委 員) 作業をした際に20人規模の会議室を3人で占有したことがあり、非効率な使い方だと思ったことがある。個人的には作業スペースがあることはよいと思うが、流動的な使い方が可能である旨を報告書に明記する必要があると考える。

(会 長) 自由度を高めるためにこのような設計をしている。無駄なものを作る必要はないが、先ほど委員から発言のあった「見せる化」という点からも、このスペースをオープンな空間にして、最低限必要な場合にのみ仕切りができるようにこのような形にしているものとする。その他にご意見がなければ、ご意見いただいた点を参考に、次回再度ご提案いただくこととしたい。

3 報告書の検討について

本件については、議題の順序を変更し、先に協議することとした。まず、事務局より資料に基づき説明がなされた後、次のような発言があった。

(会 長) 本報告書案は、前回ご協議いただいた内容を踏まえて、事務局が修正したものである。大きな齟齬がなければこの形で進めたいがいかがか。

(各委員賛同)

(会 長) それでは、議決事項2に関する協議に移りたい。

2 施設の管理運営等について

本件については、事務局より資料に基づき説明がなされた後、各委員から次のような発言があった。

(会 長) 諮問事項3「NPO・ボランティアの活動その他の市民活動の拠点に関する事項」の一部として、図面とともにまとめる形になることを前提に議論したい。施設の管理運営等について、ご意見があれば伺いたい。議論に先立ち、欠席委員から事前に寄せられた意見を事務局よりご紹介いただきたい。

事務局より欠席委員からの意見が紹介された。

(会 長) はじめに、1「施設全体に関する確認事項」については既に合意されている内容なので、特に問題がなければこれを前提に議論を進めたいがよいか。

(各委員賛同)

(会 長) (i)「施設の管理運営団体について」は、本施設には指定管理者制度を導入した方がよいという結論となっているものと認識している。管理運営の受け皿については、市民が中心となって活動する中間支援組織としての機能を持つ団体であることを条件に選定した方がよいということだが、ご意見があれば伺いたい。

(委 員) 市内にこの施設の管理運営を担える中間支援組織ほどの程度あるのか。これらの条件を考慮すると、基本的には現在のルミエール府中を管理している文化振興財団に任せた方がよいのではないかと思われる。さいたま市市民活動サポートセンターの管理者の

ような市民主体の中間支援組織が府中には存在するのか。

(会 長) これまでの協議の流れでは、有力な候補の一つとしてNPO・ボランティア活動センターの受託NPO法人が想定される。ただし、今の法人では限界があるので、何らかの形で強化しながら受け皿になってもらうように支援する必要がある。最初から全ての面を今の法人に任せるのは無理があるため、準備期間を設けてそのような団体に育てていくと理解していただきたい。

また、さいたま市の場合は、そのような団体が存在しなかったため、既存の団体が合同で新しい団体をつくり、NPO法人化して受け皿となった。府中市の場合は、コアになる団体がある程度目星がついているという前提で議論するべきであると考えている。ただし、報告書には具体的な団体名は記載できないと考える。

報告書には、市民を中心とした管理運営の受け皿づくりが必要であること、市直営方式ではなく指定管理者制度を導入すること、その団体の条件としては市民中心に構成される中間支援機能を有する団体が望ましいことなどを簡潔に記載するのがよいと思うがどうか。

(委 員) NPO・ボランティアまつりを手伝った際、学生が多く参加しており、大変よい印象があった。中間支援組織として育てていくために、若い人々もその中に含めていければよいと思う。

(会 長) 報告書には盛り込めないが趣旨としては賛成である。それでは、先程の形で報告書に記載することとしたい。

(委 員) どこまでを指定管理の範囲と捉えているのか。例えば、中間支援施設としての窓口機能や相談業務だけではなく、備品の修理や防災訓練などの総務的な要素も含めて中間支援組織に求めるのか。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

さいたま市では市と協定書を交わして、誰がどこまでの業務を行うかを明確にしている。

(委 員) 総務に近い業務をイメージしてJV（ジョイントベンチャー）が入札に参加する可能性もあると思われる。

- (会 長) 指定管理者制度は完全競争入札ではないのではないかと。武蔵野市のコミュニティセンターの場合は、町内会等を指定管理者とすることを前提としていたものと認識している。指定管理者の募集方法は一様ではなく、何らかの条件をつけることは可能であると考ええる。事務局の考えをお聞きしたい。
- (事務局) 確かに指定管理者の選定にはJ Vが参加することが多いと思われる。指定管理者の条件については、本協議会からいただいた意見も参考にして決めていくこととなるが、プロポーザル方式等を用いて決めることとなるため、それ以外にも様々な要素を考慮しながら選定することになるものと認識している。
- (委 員) 優秀な中間支援組織が必ずしも市内のNPO団体であるとは限らず、市外団体やJ Vなども考えられる。例えば、そのような団体を市内に誘致するような考えも必要であると考ええる。
- (会 長) 市民が中心となって構成される中間支援組織であることが重要であると考ええる。単純に他市の中間支援組織に依頼することは想定しておらず、条件に当てはまっているとも思われない。
- (委 員) 「市民が中心となって構成される団体」という部分はまだ合意が取れていないものと認識している。外部に優秀な団体があるのならば、そのような組織が入ってこなければ競争にならない。現状ではそれも認める方向とした方がよいのではないかと。
- (会 長) 「市民が中心となって」という文言に解釈の幅がある。府中市の中で担い手が育っていかなければ税金を使う意味がなくなってしまう。当面の間、管理運営をうまくやってくれればいいという話ではないので、コストを掛けて府中市民を育てるという意味合いがある。いずれにしても、指定管理者の条件設定の仕方に関わってくるため、その趣旨を踏まえて事務局に文章化していただきたい。
- (委 員) 現状のセンターはホームページの更新が滞っていることから分かるように、外部からの評価がなされていない。競争にならないと利用者にとってプラスにならない。指定管理者は外部のモニ

タリングによって評価を受けるべきである。建物が新しくなっても中身が同じであるならば、評価や流れを変えるものをつくらなくてはならない。指定管理とする場合には、モニタリングの結果によって指定団体を変更できる旨の文言を記載するのがよい。

(会 長) モニタリングの件はこの場で議論するよりも、地域協議会のような組織を新たに設けて議論するのがよいと考える。他の自治体の指定管理者制度を見ていくと、最初にあまり条件を付けてハードルを上げすぎると市民が育たず、他の実績や財力のある企業等が取ることになる。府中市民の中にこのような受け皿をつくりノウハウやスタッフを育てていくことを合意していただきたい。モニタリングの件については、地域協議会等で定期的に議論していただくこととしたい。報告書のこの部分に関してはできるだけシンプルに幅を持たせて記載することとしたい。

次に「施設の利用制度について」、団体登録制度は行った方がよいと考える。ただし、5階は自由に使えるスペースとし、6階は優先順位をつけて、あまり特定の団体に利用が集中しないようにする必要があると思うが、各委員からのご意見を伺いたい。

(委 員) この部分は第3分科会でもかなり議論をしたが、今度の施設は既存の施設とある程度差別化する必要があると考える。団体登録制度は必要だが、同じ団体が繰り返し使用するような状況は避けるべきである。そのためには、社会貢献活動状況等によって優先順位をつけていくのがよいと思われる。

また、登録可能な団体の範囲をどこまで広げるのかという議論も必要である。文化センターの予約が取れない既存の団体がこの施設に流れ込んでくる可能性もある。登録団体の範囲や優先順位について議論しておかないと、我々の想定と違った団体が利用する可能性がある。

(会 長) 現状の団体登録の基準や実績について再度ご報告いただきたい。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

団体数は110団体、登録要件は2通りある。1つは市内に事務所を置くNPO法人、もう1つは特定非営利活動促進法に記載のあるカテゴリーの中の活動を行い、かつ市民が構成員の3分の

2以上を占め、活動の拠点が市内にある市民団体である。現在は、法人が50団体程度、任意団体が60団体程度登録している。

(会 長) 確認だが、今の団体登録制度より厳しくすべきであるという意見か、それともさらに自由度を高めた方がよいという意見か。

(委 員) より厳しくすべきであると考えている。文化センターに登録している趣味の活動を主目的とした団体は、施設予約が競合して活動場所を押えられていないのが現状である。文化センターを使う団体とNPOセンターの登録団体では活動の質が違う。現状のままでは上記の団体の利用が増えるおそれがあり、施設の目的とずれてしまう。社会貢献活動を行っている団体が優先的に利用できるようにすることが重要である。

(委 員) 第3分科会では、この施設には特徴を持たせるが、特定の方だけではなく多くの方が利用する施設だという点は崩してはいけないという認識を共有したものと認識している。趣味の活動を主目的とする団体にも発展の可能性があり、府中を豊かにする担い手となり得る。市民サークルが活動の場を広げることも重要であると思われる。

(委 員) 文化センターの利用が多いのは無料だからであると思われる。もし有料であれば利用者は少なくなるのではないか。個人的には減免対象の制限については様子を見た方がよいと考える。5階利用時には使用料をとらないのか。

(会 長) 5階は基本的に使用料を取らない想定である。

(委 員) 会議室は基本的に誰が使ってもよいと思う。複数の団体に所属している人であれば、会議室を利用できる回数も増える。ただし、その団体が実際に活動しているかどうかをチェックする仕組みが必要である。また、財源を回収する仕組みとして、登録団体から一定の料金を供託金として徴収することもよいと考える。この供託金は施設の運営に参加すれば自分たちに活動支援の形で返ってくるものでもある。

(会 長) 団体登録の基準を活動内容まで踏み込んだ形にすると、登録団体数が極端に減ってしまうし、何をもって社会貢献とするのかは判断が難しい。ポイントは団体登録をすることでどのようなメリットがあるのかということである。団体登録をすると利用目的に応じて優先度が変わり、場合によっては利用料金の減免対象にもなる。この観点で利用状況をコントロールしてはどうか。施設として活動の「見せる化」をしていくのだから、限られた団体だけではなく多くの団体がこの施設に出入りすることに意味がある。また、自分たちも運営に参加しているという意識を持たせることも重要である。そこで、報告書には次のように記載することとしたい。第1に、早い者順にならないよう優先順位を設定する。第2に、活動の内容等に応じて制限を加え、会議よりイベントのような広がりのある活動を優先する。第3に、減免等の措置については実績を見て考える。基本的にはこのような形で報告書をまとめたいと考えるがいかがか。

(委 員) 報告書をまとめる上で、登録制度の導入と利用料金徴収の是非は重要であると考えます。

(会 長) それでは、原則として登録制度は行うが、登録団体が優先的に活用するスペースと、登録しなくても自由に使えるスペースを分けて考えることとする。また何らかの優先度は設けることとする。

6階の会議室は原則有料とし、料金設定については営利企業等が使う場合と非営利団体が使う場合で分けることとする。また、非営利団体の中でも、活動内容によって減免措置の有無等、何らかのプライオリティを付ける。

この内容でまとめることとしたいがよいか。

(委 員) 企業も登録した上で利用するのか。

(会 長) 企業の登録は不要であり、あくまでも市民団体をメインに考えている。料金設定も企業は別にする。企業が使う場合には、立地がよいのである程度料金が高くても問題ないと思われる。

(委 員) 本施設は、利用方法の点では既存施設と差をつけないという考え方となるのか。または、既存施設とは違うイメージを出すのか。

- (会 長) 優先度を付けることによって差別化を図るので、既存施設とは性格の異なる違う施設となる。
- (委 員) 現在の文化センターでも、企業への貸出や無料団体・有料団体の区別があり、優先度を付けている。
- (会 長) 文化センターの貸出制度の状況についてご説明いただきたい。
- (事務局) 文化センターの会議室は公民館であり、公民館条例上は基本的に無料と定められている。ただし、独占的な使用を避けるために社会教育関係団体等が無料で使える回数には制限を設けている。本施設については基本的に使用料が有料という点で文化センターとは大きく異なっており、利用目的に応じて料金が変わってくる。
- (委 員) 有料にすると使い方が規制されるので、利用者はこの施設より文化センターを利用するようになるのではないか。
- (事務局) 6階の会議室ではなく5階をどう使うかによっても変わってくるものと思われる。5階で打合せ等を行い活動を「見せる化」することで、市民活動が広がっていけばよいと期待している。5階は基本的に無料と考えている。
- (委 員) 例えば30人程度の団体が5階を使用する場合、かなりのスペースを占領してしまうこととなるが、そういった場合も想定しているのか。
- (委 員) 市民活動を無料で行うという考え方が古いと感じる。活動に参加する会員が多ければ、1人が負担する使用料も少額で済むはずである。私が所属する団体でも有料で部屋を借りることがあるが、有料で時間が限られていることで議論が進行するというメリットもある。
- (委 員) ある程度お金を取る活動を行っている団体は有料でもよいが、お金の取れない活動をしている団体では厳しい。

(会 長) 本施設の会議室では、定例会議等を行うことは想定していない。基本的には異種グループとの交流や合同発表会等での利用を考えている。定例会議を行えないわけではないが、優先度は下がる。社会貢献度が高いと認められれば減免措置をとることも考えられる。稼動率を確保できるよう民間企業の利用も視野に入れ、実績を見ながら運営するのがよいのではないか。

(委 員) 本施設をお金のない団体にも利用しやすいようにするための条件整備も必要であると考えます。

(会 長) 先ほど委員の意見にあったように、登録団体に社会貢献度という基準をつければ、社会貢献度の高い団体が減免対象となり、優先度も上がることになる。ただし、団体の登録時にその条件を設けると登録団体を制限することになるので、それは行わないこととする。幅広い団体に登録していただき、個々の活動・事業に対して優先度を高めたり減免対象としたりすることなどを決めていくということによいか。

(各委員賛同)

(会 長) ③「施設の管理運営方法について」は、3つの機能を一体管理するという点でよいと思われる。

次に、④「施設の管理運営予算について」は、欠席委員から、自主事業の「予算を増額する必要がある」という言い方よりも「収支予算を明確にする必要がある」とした方がよいとの意見をいただいているが、ご意見を伺いたい。

(委 員) 来館者の多い施設に自動販売機を設置すると、売上1本につき20円の収入が発生する。多額の管理予算をもらうよりも、このような自主財源を増やして自立していくことを目指すべきである。

(会 長) 管理運営予算のポイントは、予算確保のための講座受講料や企業のCSR、自主事業等である。ホールに関しては自主事業を行う必要があるが、実施方法をよく検討する必要がある。収支予算については、文章を「また自主事業を実施するためには収支予算を明確にし、必要に応じて運営予算を増額する」としてはどうか。

(委員) 自主事業については、興行ではなく、CB支援講座など中間支援組織としての自主事業を想定すれば問題ないのではないか。

(会長) 小ホールを前提とする必要はないと思われる。「小ホールにおける自主事業（興行の主権）」という記載ではイメージを固定化してしまうので、それも含めた自主事業として予算を組み、必要があれば増額するという趣旨になるかと思う。団体が管理運営に必要となる自主事業を行えた方がよいので、自主事業を担保する意味も含めて、自主事業に関わる収支予算を明確にし、必要に応じて運営予算を増額することも考えられる。

(委員) 施設の管理運営予算として入ってくる市の予算の中に、中間支援組織のスタッフを育てるための人件費は計上されるのか。

(会長) 市の委託料だけでは運営できないので、契約条件の中で指定管理者が自主事業により収入を得られるようにする必要がある。行政が指定管理者制度を導入する一般的な理由はコストの削減であるが、市民に受け皿となってもらう場合にコストの削減を優先すると市民団体を育てることができない。一定期間だけでもコストの削減を期待しないような認識が望ましい。それでは、「自主事業を実施するためには収支予算を明確にし、必要に応じて運営予算を増額する」と報告書に記載することとする。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

今年度からセンターでも受講料を徴収しており、今後もその方向で進める予定である。

(会長) 今後のスケジュールについて事務局に確認したい。

(事務局) 1月18日に諮問事項2と3に関する報告書についてご検討いただき、1月29日に最終確認をしていただく予定である。

(会長) それでは、本日の協議結果をもとに事務局で報告書を作成していただき、次回検討することとする。

4 その他
特になし

次回の会議日程

日時：1月18日（金）午前10時

会場：府中市役所北庁舎3階第6会議室

第15回府中市市民活動推進協議会

日 時 平成24年12月17日（月）

午前10時～

場 所 府中市役所北庁舎3階第3会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 会議録の確認について

議決事項

- 1 図面の検討について
- 2 施設の管理運営等について
- 3 報告書の検討について
- 4 その他

施設の管理運営等について

1 施設全体に関する確認事項

- (1) 5・6階の管理運営業務の担い手として、市内のNPO法人など市民を中心とした新たな受け皿づくりを進めていく。
- (2) 今回の施設には既存施設にない特徴を持たせることとし、特定の方だけではなく多くの方に利用されるような施設にする。

2 施設の管理運営等に関する検討事項

- (1) 施設の管理運営団体について（上記「施設全体に関する確認事項」より）
 - ・ 市民を中心とした管理運営の受け皿づくり
 - A 施設の管理運営については、市直営（一部事務の民間事業者等への委託は可能）とすべきか、指定管理者制度を導入すべきか
（市の指針では、新規施設では指定管理者制度の導入を積極的に検討）
 - ※ 指定管理者制度のメリット・デメリット
 - メリット 民間事業者のノウハウを活用できる
管理運営経費の削減が期待できる
 - デメリット 短期間で管理者が代わるとノウハウが蓄積されない
業務を協定書で規定するため、弾力的な運営が困難
 - B 管理運営業務の担い手となる新たな受け皿とはどのような団体か
条件：市内のNPO法人など市民が中心となって構成される団体
中間支援組織としての機能を持つ団体 など
- (2) 施設の利用制度について（第3分科会協議結果報告書より）
 - ・ 団体登録制度の実施の是非
 - ※ 団体登録制度のメリット・デメリット
 - メリット 団体情報の把握により団体紹介・マッチングが可能
各団体の施設の利用機会を均等化しやすい
 - デメリット 登録団体中心の施設運営となりやすい
団体情報の更新時に各団体の手間が発生する
 - ・ 利用機会の均等化の実施の是非
利用料金の減免制度の実施、利用回数制限の設定
- (3) 施設の管理運営方法について（第3分科会協議結果報告書より）
 - ・ 3つの機能（市民活動サポートセンター、小ホール及びホワイエ、コミュニティセンター）の一体的な管理運営の実施の是非

- (4) 施設の管理運営予算について（第1分科会協議結果報告書より）
- ・ 管理運営予算の確保
講座受講料の徴収
講座開催時に企業から社会貢献活動の一環として物資・人材の提供を受ける
管理運営団体による自主事業の実施（以下参照）
 - ・ 自主事業の実施の是非
小ホールにおける自主事業（興業の主催）については、リスクや専門性の問題も考慮して実施を検討する必要がある。また、自主事業を実施するためには運営予算を増額する必要がある。
- (5) 施設の機能について（第1分科会協議結果報告書より）
- ① 総合相談窓口機能
 - ・ 窓口へ来ない人への働きかけ（ロビーワーク）
 - ・ 来館者用受付と施設管理者事務室の一体化（施設管理者が兼務）
 - ② コンサルティング・課題解決機能
 - ・ マッチング機能の「見える化（PR）」による相談件数の増加
 - ・ 外部の人材の活用、業務の外部委託
 - ③ 情報収集・提供機能
 - ・ 団体情報は、紙媒体の閲覧スペースを設置するのではなく、ロビーにパソコンを設置して電子媒体で閲覧できるようにする。
 - ・ 団体情報のメンテナンスに団体自身がかかわっていく仕組みづくり
 - ④ 交流・ネットワーク機能
 - ・ 運営協議会など利用団体が施設運営に携わる仕組みづくり
 - ・ 漠然と何かをやりたい人を対象としたワークショップ等の開催
 - ・ 団体同士の交流の場の設定
 - ⑤ 人材育成（学習）機能
 - ・ 講座等の開催を通じた団体及び次世代の市民活動の担い手の育成
 - ・ 次世代の市民活動の担い手である青少年のたまり場としてロビーに学習スペースを設置
 - ・ 講座開催時の宣伝と技術協力を兼ねた民間事業者の協力の確保
 - ⑥ 活動拠点・機材提供機能
 - ・ 民間業者の活用による印刷機及びコピー機の利用料軽減
- (6) 「小ホール（仮称）及びホワイエ」の管理運営等について
- ① 「小ホール（仮称）及びホワイエ」の機能について（活用方針より）
 - ・ 市民活動の発表を始めとした各種イベントのほか、プロジェクター、スクリーン等を設置し、シアターとしても利用可能な施設とする。
（200～300席程度）

- ② 「小ホール（仮称）及びホワイエ」のあり方について（第2分科会協議結果報告書より）
- ・ 市民が気楽に訪れることができる仕組みづくり
市民活動団体の発表、企業の展示会、入学式等
施設の自主事業、市・NPO団体・自治会等主催のイベント
ホワイエを活用した美術品の展示、写真展・絵画展等
- ③ 小ホールの利用目的について（第2分科会協議結果報告書より）
- ・ 市民活動団体の利用目的（音楽、演劇、講演会など）と企業等の利用目的（講演会、展示会、見本市など）の双方を満たすため、「多目的ホール」とする。
- ④ 「小ホール（仮称）及びホワイエ」の管理運営方法について（第2分科会協議結果報告書より）
- ・ 市民団体を中心とした管理運営
市民団体がホールの管理運営にかかわっていく仕組みについて検討する。例えば、市民が運営主体となるだけでなく、監査役や運営協議会委員としてかかわることも想定される。

府中市市民活動推進協議会報告書

(案)

(24.11.9)

平成 25 年 1 月

府中市市民活動推進協議会

はじめに

府中市（以下「市」という。）では、市民が自発的かつ継続的に行う社会貢献活動を促進するとともに、NPO・ボランティア団体、学校・企業等、及び行政の間における協働・連携の推進を図るため、平成14年8月に府中NPO・ボランティア活動センター（以下「センター」という。）を開設し、市民活動の拠点整備を行っております。また、平成21年4月からは、特定非営利活動法人に運営を委託し、団体支援の拡充を図っております。

近年、NPO・ボランティア団体数及び市民活動に参加する市民の数は増加傾向にあり、様々な分野で協働・連携が進んでおります。しかし、NPO・ボランティア団体数の増加に伴う活動場所の不足や、協働の担い手となり得る組織力のあるNPO・ボランティア団体の不足など、いまだ多くの課題が残されております。こうした状況の中、センターの担う役割はますます重要となっており、センターの持つNPO・ボランティア活動支援機能の拡充が期待されております。

本協議会は、平成23年2月から平成25年1月までの2年間、市長から検討依頼のあった（1）NPO・ボランティア等の活動の推進に関する事項、（2）府中NPO・ボランティア活動センターの運営に関する事項、（3）NPO・ボランティアの活動その他の市民活動の拠点に関する事項の3点について、市内のNPO・ボランティア活動の状況やセンターの運営状況、及び他市の先進事例等をもとに検討してまいりましたので、その結果をご報告いたします。

1 NPO・ボランティア等の活動の推進に関する事項について

従来は、原則として全ての公共サービスを行政が担うべきであり、NPO・ボランティアは行政の手の届かない分野で活動する、いわば行政の補完的な機関であると考えられてきました。

しかし、近年はこうした考え方が見直され、市民が互いに助け合いながら社会問題を解決し、市民がカバーしきれない部分を行政が担うという考え方が主流となってきております。

こうした観点から、NPO・ボランティア等の活動の推進にあたっては、市民が主体的に活動するための仕組みを構築していくことが必要となります。

(i) NPO・ボランティア団体の活動支援について

ア 団体数の増加及び団体の育成について

センターの登録団体数は、開設年度である平成14年度末の27団体から年間10団体程度の増加を続け、平成23年度末現在で105団体となっております。この数字は、近隣同規模市の中間支援センターの登録団体数（立川市：159団体、三鷹市：147団体）と比較すると若干少ないところではありますが、本市の登録制度は主に施設利用などハード面の支援を主目的としていることもあり、市内で活動するNPO・ボランティア団体の中には、センターが提供するソフト面の支援は必要であっても、登録を要件とするハード面の支援は必要としていない団体も存在します。このことから、本市においては、必ずしもセンター登録団体数の増加にこだわる必要はないものと考えられます。また、登録団体を育成し、最終的に市やセンターの支援から自立させることも、センターの重要な役割の一つと考えられます。

このことから、現在、市が施策の評価指標に定めている「センター登録団体数の増加」については、多様な公益性の支援とその基盤づくりを役割とする市行政の評価指標の一つにはなり得ますが、今後は、「市内NPO・ボランティア団体数の増加」にも積極的に取り組んでいくことが求められます。

また、現在、登録団体を中心に行っている「団体の育成」や「団体間のネットワーク構築」、「団体と自治会・企業・学校・行政等とのネットワーク構築」等の支援については、登録団体以外のNPO・ボランティア団体にも対象を広げていくことが求められます。

今後、市としては、「環境はつくるが介入はしない」という原則のもと、「市内NPO・ボランティア団体の増加・育成」と「NPO・ボランティア活動に参加する市民の裾野の拡大」について、市独自の施策を展開していただくことを望みます。

イ 財政的支援について

現在、市が実施する財政的支援施策としては、先駆的で市民の公益の増進に寄与する事業に対して補助金を交付する「市民提案型市民活動支援事業」がありますが、平成22年度をピークに応募団体数が減少しており、今後は応募団体数の増加に向けた何らかの対策を検討する必要があります。

本補助金の補助率は対象経費の2分の1以下と定められており、小規模な団体にとっては残りの半分の経費を負担することが困難な場合もあるので、今後は事業規模等に応じた補助率や補助金額の増加、補助対象期間内の傾斜配分などを検討する必要があります。また、3年間の補助対象期間経過後の補助の継続等についても検討の余地があります。

また、経常経費と活動場所の確保に苦しむ団体も多いので、本補助金のほかにも、団体の経常経費に対する支援や、共同事務所の設置など活動拠点の確保についても、新たな財政的支援施策として検討していただくことを望みます。

なお、公共事業の実施に際しては、市民側からの提案の機会を保障して、可能な限りNPO・ボランティア団体や市民との協働により実施していくことなども、財政支援という観点からは必要な施策であると考えられます。

(2) 自治会活動の振興について

平成23年度の府中市の自治会加入率は62.10%で、近隣同規模市の加入率（立川市：47.65%、三鷹市：39.78%、調布市48.80%）と比較して高い値となっておりますが、平成元年度の79.62%をピークに年々減少傾向にあります。また、近年は多くの自治会で、役員固定化・高齢化といった課題を抱えております。

他市の自治会でも、本市と同様の課題を抱えており、自治会主催イベント等の運営が大きな負担となってきたことから、近年、NPO・ボランティア団体にイベントの運営を委託するような事例も出始めています。このように、施設を保有する自治会と、活動の場を特定の地域に限定しないNPO・ボランティア団体が協働して事業を実施するということが、大変合理的な考え方であると思われまます。

このことから、今後は、加入率が高く、多くの施設を保有するという本市の自治会の特性を活かして、自治会とNPO・ボランティア団体を結びつけることにより自治会の振興を図ると同時に、自治会保有施設をNPO・ボランティア団体の活動拠点として紹介できるようにすることが可能となれば、施策として有効であると考えられます。

(3) コミュニティビジネスの活性化について

近年、市内で活動するNPO・ボランティア団体の中にも、地域課題をビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」に取り組む団体が増えつつあります。実例としては、市の委託を受けて実施している「放課後子ども教室」や「子育てひろば」の運営のほか、介護事業所や地域スポーツチーム、リサイクルショップの運営などがありますが、その数はまだ少ないのが現状です。

コミュニティビジネスを活性化するためには、まず、市内でコミュニティビジネスに取り組んでいる団体の情報を把握し、市とそれらの団体との協働・連携を図ると同時に、地域課題の解決能力を持つ団体を新たに増やしていくことが必要です。また、そのためには、実施主体がNPO・ボランティア団体であれ、企業であれ、地域課題の解決を目的に行われている

事業は全てコミュニティビジネスと捉え、支援の対象としていくことが求められます。

具体的な施策としては、起業や経営に関する啓発講座の実施や運営相談体制の確保、インキュベーション（起業支援）施設の設置等が考えられます。インキュベーション施設については、府中駅南口第一地区再開発保留床に設置予定の市民活動拠点施設につくことも考えられますが、当該市民活動拠点施設は多くの人々が往来する駅前に設置されることから、特定の団体が占有する貸事務所等を設置するよりも、様々な利用者が自分のパソコン端末等を持ち込んで使用することができるオープンスペース等を設置の方が望ましいと思われれます。また、他の自治体においては、インキュベーション施設を民間企業が設置・運営している事例も多いので、市民活動拠点施設に設置される新たなセンターと民間企業との協働により、民間主導で市民活動拠点施設に隣接する場所に設置することなども考えられます。ただし、その場合でも、コミュニティビジネス支援機能自体は市民活動拠点施設内に設置し、インキュベーション施設との連携体制を確保する必要があります。

府中市市民活動推進協議会報告書

(案)

(24. 12. 17)

平成 25 年 1 月

府中市市民活動推進協議会

はじめに

府中市（以下「市」という。）では、市民が自発的かつ継続的に行う社会貢献活動を促進するとともに、NPO・ボランティア団体、企業・学校等、及び行政の間の協働の推進を図るため、平成14年8月に府中NPO・ボランティア活動センター（以下「センター」という。）を開設し、市民活動の拠点整備を行っております。また、平成21年4月からは、特定非営利活動法人に運営を委託し、団体支援の拡充を図っております。

近年、NPO・ボランティア団体数及び市民活動に参加する市民の数は増加傾向にあり、様々な分野で協働が進んでおります。しかし、NPO・ボランティア団体数の増加に伴う活動場所の不足や、協働の担い手となり得る組織力のあるNPO・ボランティア団体の不足など、いまだ多くの課題も残されております。こうした状況の中、センターの担う役割はますます重要になってきており、センターの持つNPO・ボランティア活動支援機能のさらなる拡充が期待されております。

本協議会は、平成23年2月から平成25年1月までの2年間、市長から検討依頼のあった（1）NPO・ボランティア等の活動の推進に関する事項、（2）府中NPO・ボランティア活動センターの運営に関する事項、（3）NPO・ボランティアの活動その他の市民活動の拠点に関する事項の3点について、市内のNPO・ボランティア活動の状況やセンターの運営状況、及び他市の先進事例等をもとに検討してまいりましたので、その結果をご報告いたします。

1 NPO・ボランティア等の活動の推進に関する事項について

従来は、原則として全ての公共サービスを行政が担うべきであり、NPO・ボランティアは行政の手の届かない分野で活動する、いわば行政の補完的な機関であると考えられてきました。

しかし、近年はこうした考え方が見直され、市民、企業・学校等、及び行政が互いに協力しながら積極的に地域課題を解決し、市民主体のまちづくりを進めていくことが期待されております。

このような観点から、NPO・ボランティア等の活動の推進にあたっては、市民が主体的に活動するための仕組みを構築していくことが必要であると考えられます。

(1) NPO・ボランティア団体の活動支援について

ア 団体登録制度について

<現状>

センターの登録団体数は、センター開設年度である平成14年度末の27団体から年間10団体程度の増加を続け、平成23年度末現在で105団体となっております。これは近隣同規模市の中間支援センターの登録団体数（立川市：159団体、三鷹市：147団体）と比較すると若干少ないところですが、原因の一つとして、本市の登録制度が施設利用などハード面の支援を主目的としていることなどが考えられます。例えば、独自の事務所を有する団体等にとっては、センターが提供するソフト面の支援は必要でも、登録を要件とするハード面の支援はあまり必要ではないことから、登録まで至らない例があるものと思われれます。

<今後の方針>

① 団体の増加と育成について

本市では現在、「センター登録団体数」を施策の評価指標に定め、その増加と育成に取り組んでおりますが、今後はNPO・ボランティア活動に携わる市民の裾野の拡大を目指し、登録団体以外のNPO・ボランティア団体の増加と育成にも取り組んでいくことが求められます。

また、登録団体を育成して市やセンターの支援から自立させていくこともセンターの重要な役割の一つであると考えられます。

② 団体登録制度の見直しと支援対象範囲の拡大について

今後は、コミュニティビジネスの育成や起業支援も含めた幅広い支援が求められることから、団体評価制度を導入するなど本市の団体登録制度のあり方を見直し、センターの支援対象範囲を拡大していく必要があります。

イ 財政的支援について

<現状>

現在、市が実施する財政的支援としては、市民の公益の増進に寄与する先駆的な事業に対して補助金を交付する「市民提案型市民活動支援事業」がありますが、平成22年度をピークに応募団体数が減少していることから、今後は応募団体数の増加に向けた取り組みを検討する必要があります。

<今後の方針>

① 補助制度の見直しについて

市民提案型市民活動支援事業補助金の補助率は対象経費の2分の1以下と定められており、小規模な団体にとっては残りの半分の経費を負担することが困難な場合もあるので、今後は事業規模等に応じた補助率や補助上限額の増加、補助対象期間内の傾斜配分などを検討する必要があります。

② 新たな財政的支援の実施について

活動を始めて間もない団体にとっては補助金という形での支援も有効ですが、自立した運営を続けていくためには経常経費や活動拠点を確保していくことが必要となります。このことから、今後は新たな財政的支援として、市民団体が市の業務に参入する機会の提供や活動拠点の設置などについても検討していただくことを望みます。

(2) 自治会活動の振興について

<現状>

平成23年度の府中市の自治会加入率は62.10%で、近隣同規模市の加入率（立川市：47.65%、三鷹市：39.78%、調布市48.80%）と比較して高い値となっておりますが、平成元年度の79.62%をピークに年々減少傾向にあります。また、近年は多くの自治会で、役員の固定化・高齢化といった課題を抱えております。

<自治会とNPO・ボランティア団体との協働状況>

こうした状況の中、自治会・町会の上部組織である自治会連合会では、行政や関係機関、団体等との連携を強化しながら、自治会の振興と市民生活の向上を目的としたイベント等を開催するなど、地域の様々な課題解決に取り組んでおります。また、近年では、さらなる市民活動の活性化に向けて、自治会連合会が「NPO・ボランティアまつり」に参画したり、自治会連合会の理事会等にNPO・ボランティア団体が参加したりするなど、双方で協働の接点を模索しております。

このように、公会堂や集会場等多くの施設を保有する自治会と、活動の場を特定の地域に限定しないNPO・ボランティア団体が協働して事業を実施するようになることは大変合理的であり、今後もこうした取り組みを進めていくことが求められます。

<今後の方針>

今後、自治会連合会とセンターが協働し、自治会の振興を図ると同時に、自治会保有施設をNPO・ボランティア団体の活動拠点として活用することが可能になれば、両者のネットワークの形成に極めて有効であると考えられます。

また、今後は、自治会が地域課題の解決においてより重要な役割を担うとともに、市と自治会との協働体制をさらに強化していくための方策についても検討する必要があります。

(3) コミュニティビジネスの育成について

<現状>

近年、本市でも、地域課題をビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」に取り組む団体が増えつつありますが、他の自治体に比べて目立った活動がまだ少ないことから、今後は、市内でコミュニティビジネスに取り組む団体の情報を把握し、市とそれらの団体との協働を図るとともに、地域課題の解決能力を持つ団体を新たに増やしていく必要があります。

<今後の方針>

今後は、実施主体がNPO・ボランティア団体であれ、企業であれ、地域課題の解決を目的に行われる事業は全てコミュニティビジネスと捉え、支援の対象としていくことが求められます。

具体的な施策としては、起業や経営に関する啓発講座の実施や運営相談体制の確保、インキュベーション（起業支援）施設の設置等が考えられます。なお、府中駅南口第一地区再開発ビルの新たな市民活動拠点施設にインキュベーション機能を設置する場合には、多くの人々が往来する駅前であることから、会議室のような貸事務所よりも様々な人が利用できるオープンな貸出スペース等を設置する方が望ましいと思われれます。また、他の自治体のように民間主導でインキュベーション施設を設置することなども考えられますが、その場合には市民活動拠点施設とインキュベーション施設との連携体制を確保する必要があります。